

道路の平板載荷試験方法

(Method for plate load test on soil for road)

序 文

この規格は、1953 年に制定され、その後 6 回の改正を経て今日に至っている。前回の改正は 2001 年に行われたが、その後の表記内容の変更や規格票様式の改正 (JIS Z 8301:2008) に対応するために改正した。

なお、対応国際規格は現時点では制定されていない。

1 適用範囲

この規格は、道路の路床、道路の路盤などの地盤反力係数を求めるための平板載荷試験方法について規定する。

2 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

2.1 道路の路床（地盤工学用語辞典より）

原則的に原地盤を用いて構築され、構造上、舗装全体を支持する層

2.2 道路の路盤（地盤工学用語辞典より）

道路路床の上に設けられ表層からの荷重を分散させて路床に伝える役割を持つ層

2.3 地盤反力係数（地盤の平板載荷試験方法・同解説より）

地盤面上に加えられた載荷圧力とそれによる地盤面の変形量との比

2.4 平板載荷試験（地盤工学用語辞典より）

剛な載荷板を介して、原地盤に荷重を与え、地盤の変形や強さなどの支持力特性を調べるための試験

3 試験装置及び器具

試験装置及び器具は次による。

a) **載荷板** 載荷板は、厚さ 22 mm 以上の鋼製円板で、直径がそれぞれ 300 mm、400 mm 及び 750 mm のものとする。

b) **ジャッキ** ジャッキは、50~400kN の載荷能力と、沈下に追随できる十分なストロークをもつものとする。

c) **荷重計** 荷重計は、ジャッキによる載荷重を測定するもので、載荷重に対し十分な容量を有し載荷能力の 1/100 程度の荷重が測定できるもの又はこれと同等以上の性能を持つものを用いることができる。

d) **変位計** 変位計は、最小目盛りが 1/100 mm 以下で、20 mm 以上測定できるダイヤルゲージ又はこれと同等の性能を持つ電気式変位計を用いることができる。

e) **沈下量測定装置** 沈下量測定装置は、載荷板の沈下量を測定する装置で、変位計取付け装置を備えた長さ 3m 以上の支持ばりとその支持脚とからなり、支持脚の位置を載荷板及び反力装置の支持点（自動車又はトレーラーの場合はその車輪）から 1m 以上離して置くことができるものとする。

